

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十一号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に

関する規則

(広島県行政組織規則の一部改正)

第一条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条総務管理部の部総務課の項第十五号中「指導監督の」を「指導監督及びその」に改める。

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第二条 消費生活協同組合法施行細則(昭和二十三年広島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「民法第七十条の規定により」を削る。

(広島県民文化センター管理規則の一部改正)

第三条 広島県民文化センター管理規則(昭和五十九年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「財団法人日本環境整備教育センター」の下に「(昭和五十五年二月十五日に財団法人日本環境整備教育センターという名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(広島県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第五条 広島県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年広島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表中「第十四条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)

第五十一条第一項の設立の時」を「第十四条の成立の時」に改める。

第十二条第三項を次のように改める。

3 法第三十一条の人の規定による清算人就任の届出は、別記様式第八号の特定非営利活動法人清算人就任届出書によって行うものとする。

第十四条第一項中「第四十条において準用する民法第八十三条」を「第三十二条の三」に改める。

別記様式第四号の注3(3)中「において準用する民法第五十一条第一項の設立の時」を削る。

別記様式第八号中「就職」を「就任」に、「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

別記様式第十号中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

(広島県立文化芸術ホール管理規則の一部改正)

第六条 広島県立文化芸術ホール管理規則(平成十九年広島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

(医療法施行細則の一部改正)

第七条 医療法施行細則(昭和三十二年広島県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二十六号中「第五十五条第五項」を「第五十五条第八項」に改め、同項第二十九号中「第六十八条第一項において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十七条第二項」を「第五十六条の六」に、「就任」を「就職」に改め、同項第三十号中「第六十八条において準用する民法第八十三条」を「第五十六条の十一」に改める。

(母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正)

第八条 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和四十年広島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「又は寄附行為」を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第九条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号の六の注1中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第十条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和五十四年広島県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「寄附行為」を削る。

別記様式第一号中「~~社団法人~~」を削る。

(介護保険法施行細則の一部改正)

第十一条 介護保険法施行細則(平成十二年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の八の注2、別記様式第十二号の注2及び別記様式第十三号の注2中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第十二条 障害者自立支援法施行細則(平成十八年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号 (面)及び別記様式第一号の二面 (2) 中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(広島県中小企業支援資金貸付規則の一部改正)

第十三条 広島県中小企業支援資金貸付規則(昭和三十三年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号の二を次のように改める。

十の二 一般社団法人等 一般社団法人又は一般財団法人(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)第二条第二項第一号に規定するものに限る。)をいう。

別表第一の第十三号及び第十四号並びに別表第二の第十一号から第十四号までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

(事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則の一部改正)

第十四条 事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則(昭和四十四年広島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「若しくは職業訓練法人、中央職業能力開発協会」を「、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第十五条 水産業協同組合法施行細則(昭和二十四年広島県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条又は第八十一条の規定による」を削る。

(広島県家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第十六条 広島県家畜改良増殖法施行細則(昭和二十五年広島県規則第百六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人中国四国酪農大学校」の下に「(昭和四十年十一月十八日に財団法人中国四国酪農大学校という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人農民教育協会」の下に「(昭和二十三年五月二十四日に財団法人農民教育協会という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人農村更生協会」の下に「(昭和十六年四月一日に財団法人農村更生協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(広島県農業協同組合法施行細則の一部改正)

第十七条 広島県農業協同組合法施行細則(平成十八年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第七十三条第二項において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十六条」を「第七十二条の十二の六」に、「仮理事」を「一時理事」に改

め、同項第六号中「第七十三条第四項において準用する民法第八十三条」を「第七十二条の十八の十」に改める。

別記様式第五十一号中「仮理事」を「一時理事」とし、「第73条第2項において準用する民法第56条」を「第72条の12の6」に改める。

別記様式第五十二号中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第十八条 建築士法施行細則(昭和二十五年広島県規則第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第十九条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十一年広島県規則第十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。